

◎新潟県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農用地保全施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和3年1月20日から令和3年2月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	相川中部	換地計画書の写し	佐渡市役所本庁

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。